#### 鳥取市在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (交付の目的)

第2条 本補助金は、在宅で生活する医療的ケアを要する重度障がい者や強度行動障がい者を支援する居宅介護等の訪問支援を行う事業所を支援し事業者の負担の軽減を図ることで、在宅における支援体制を強化することを目的として交付する。

### (定義)

- 第3条 この要綱において「医療的ケアを要する障がい児者等」とは、次の各号のいずれか に該当するものとする。
- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当する者
  - ア 二肢以上に麻痺等があること。
  - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第21条における障害支援区分(以下「区分」という。)の認定における調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。ただし、18歳未満の者の場合は、これと同等程度の支援が必要であると認められる者に限る。
  - ウ 昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知における重度 (A等級)の療育手帳を保持していること又は過去に所持していたこと。
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に 関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表第1の1の表におけるスコ ア(以下「医ケアスコア」という。)の合計点が3点以上の者
- 2 この要綱において、「強度行動障がい児者」とは、区分の認定における行動関連項目(12項目)の合計が10点以上の者とする。ただし、18歳未満の者にあっては、これに相当する者とする。
- 3 この要綱において、「訪問系サービス」とは、法第5条第2項に掲げる居宅介護、同条第3項に掲げる重度訪問介護及び同条第5項に掲げる行動援護の総称をいう。
- 4 この要綱において、「外出等支援」とは、次に掲げるサービスの総称をいう。
- (1) 法第5条第2項に掲げる居宅介護のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以

下「報酬告示」という。)別表第1の1のロ、二又はホにより算定対象となるサービス

- (2) 法第5条第3項に掲げる重度訪問介護のうち、外出先において提供されるサービス
- (3) 法第5条第5項に掲げる行動援護

#### (補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、鳥取県在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金交付要綱(令和5年3月7日付け第202200290668号鳥取県福祉保健部長通知)に基づく別表第1欄に掲げる事業とする。

#### (補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

#### (補助金の額の算定)

第6条 本補助金は、別表第3欄に定める算定方法で算出した金額(10円未満の端数については、これを切り捨てる。)で算定し、予算の範囲内で交付する。

# (交付申請の時期等)

- 第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

#### (交付決定の時期)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長が その財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日 数に30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

#### (承認を要しない変更)

- 第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

#### (着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別

に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

## (実績報告の時期等)

- 第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ 様式第1号及び様式第2号によるものとする。

#### (雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部 長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表(第4条、第5条、第6条関係)

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助金額算定方法
重度障がい児	鳥取市が支給決定を行い、いず	鳥取県内に所在する事業	付表 1 左欄に掲げる提供するサービス種別に応じ、補助対象者がサービスを
者等支援加算	れかの訪問系サービスを利用	所のうち、いずれかの訪	提供する各重度障がい児者等支援加算対象者につき以下の算式により得られ
事業	する者のうち、医療的ケアを要	問系サービスを提供する	た額(全月分合算額)を、全ての重度障がい児者等支援加算対象者について
	する障がい児者等又は強度行	事業所を運営する事業者	合算した額(ただし、算定はサービス提供月ごとに行い、計算の結果、1円
	動障がい児者で、区分6である		未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、重度障がい児者等支援加算対象
	(ただし18歳未満の者にあっ		者ごとに、ひと月につき 75 千円を超える場合は 75 千円とする。)
	ては、これに相当する)者(以		【算式】
	下「重度障がい児者等支援加算		(1)居宅介護
	対象者」という。) に対して訪		重度障がい児者等支援加算対象者のサービス利用に係る報酬告示別表
	問系サービスを提供する事業		第1の1のイからホまでに掲げる報酬額に、交付申請時点の指定状況に
			基づく付表1右欄に掲げる加算割合を乗じた額
			(2) 重度訪問介護
			重度障がい児者等支援加算対象者のサービス利用に係る報酬告示別表
			第2の1のイ又はロに掲げる報酬額に、交付申請時点の指定状況に基づ
			く付表1右欄に掲げる加算割合を乗じた額
			(3) 行動援護
			重度障がい児者等支援加算対象者のサービス利用に係る報酬告示別表
			第4の1に掲げる報酬額に、交付申請時点の指定状況に基づく付表1右
			欄に掲げる加算割合を乗じた額

遠隔地支援加	鳥取市が支給決定を行い、いず	鳥取県内に所在する事業	遠隔地支援加算対象者ごとに次の算式で計算した額を全ての遠隔地支援加算
算事業	れかの訪問系サービスを利用	所のうち、いずれかの訪	対象者について合算した額
	する医療的ケアを要する障が	問系サービスを提供する	【算式】
	い児者等又は強度行動障がい	事業所を運営する事業者	訪問系サービスの提供回数に付表2左欄に掲げる路程に応じた同表右欄に掲
	児者のうち、サービスを提供す		げる加算額を乗じた額
	る事業所とサービス提供先と		
	なる利用者宅の往復路程が		
	20km 以上となる者(以下「遠		
	隔地支援加算対象者」という。)		
	に対して訪問系サービスを提		
	供する事業		
通院等外出加	鳥取市が支給決定を行い、いず	鳥取県内に所在する事業	通院等外出加算対象者ごとに次の算式で計算した額を全ての通院等外出加算
算事業	れかの外出等支援を利用する	所のうち、いずれかの外	対象者について合算した額
	医療的ケアを要する障がい児	出等支援を提供する事業	【算式】
	者等又は強度行動障がい児者	所を運営する事業者	付表3の左欄に掲げる路程に応じた外出等支援の提供回数に同表右欄に掲げ
	のうち、サービス提供の出発地		る加算額を乗じたものを全ての路程の区分において合算した額
	となる利用者宅と目的地であ		
	る病院又は官公署等の往復路		
	程が 20km 以上となる者 (以下		
	「通院等外出加算対象者」とい		
	う。) に対して外出等支援を提		
	供する事業		

# 付表 1

提供するサービス種別等		
(1) 居宅介護		
①報酬告示別表第1の1の注12に掲げる特定事業所加算(I)又は(III)を算定している事業所	5%	
②報酬告示別表第1の1の注12に掲げる特定事業所加算(IV)を算定している事業所		
③その他の事業所	15%	
(2) 重度訪問介護		
①報酬告示別表第2の1の注9の特定事業所加算(I)又は(III)を算定している事業所		
(i)報酬告示別表第2の1の注5に掲げる重度障害者等の場合の加算を算定している場合	0	
(ii)報酬告示別表第2の1の注6に掲げる障害支援区分6に該当する者の場合の加算を算定	0	
している場合	U	
(iii)(i )又は(ii )以外の場合	5%	
②報酬告示別表第2の1の注9の特定事業所加算(I)又は(III)を算定していない事業所		
(i)報酬告示別表第2の1の注5に掲げる重度障害者等の場合の加算を算定している場合		
(ii)報酬告示別表第2の1の注6に掲げる障害支援区分6に該当する者の場合の加算を算定	6.5%	
している場合	0.570	
(iii)(i)又は(ii)以外の場合	15%	
(3)行動援護		
①報酬告示別表第4の1の注6に掲げる特定事業所加算(I)又は(III)を算定している事業所		
②報酬告示別表第4の1の注6に掲げる特定事業所加算(IV)を算定している事業所		
③その他の事業所		

# 付表 2

サービスを提供する事業所とサービス提供先となる利用者宅の往復路程	加算額
20km以上30km未満	800円
30km以上40km未満	1,200円
40km以上50km未満	1,600円
50km以上	2,000円

# 付表3

サービス提供の出発地となる利用者宅と目的地である病院又は官公署等の 往復路程	加算額
20km以上30km未満	800円
30km以上40km未満	1,200円
40km以上50km未満	1,600円
50km以上	2,000円